

滋賀県知事
國松善次 様

2004年7月20日

日本バイオ産業人会議(JABEX)
世話人代表 歌田勝弘



「(仮称) 遺伝子組換え作物の栽培に関する滋賀県指針 (原案)」への意見書

バイオテクノロジー (BT) は、わが国にとって 21 世紀を担う重要な技術であり、BT の国家総合戦略である「BT 戦略大綱」が 1 年半前に策定され、現在、その実現に向け国をあげて努力しているところであります。BT 戦略では、遺伝子組換え技術に代表される BT は「低コスト、高品質・高機能で美味しい食糧の生産を実現し、国民の健康向上に貢献する技術」として、また、「環境問題を解決する技術」として、大いに期待されております。貴県の指針原案においても、「食料問題や環境問題等を解決する上でのキーテクノロジー」であると認識されております。

また、農業と食品産業は、国民にとって極めて重要な基幹産業であり、これらの発展は貴県のみならず日本の将来全体にとって重要な意味をもっています。このような重要産業を健全に発展させるためには、自治体、国、消費者、学界、農業生産者、産業界がお互いに十分理解・協力しながら、BT を用いた新しい農業・食品技術の開発と実用化に向けて努力することが不可欠であります。こうした認識を踏まえ、今回、貴県が作成された「(仮称) 遺伝子組換え作物の栽培に関する滋賀県指針 (原案)」について以下の通り意見をまとめましたので、ご検討下さいますようお願い致します。

1. 今回貴県で検討されている指針原案では、消費者や生産者の不安から生じる「風評被害」と貴県農産物の「ブランド化」推進を理由に、一般ほ場における遺伝子組換え作物の実用 (商業用) 栽培の自粛を求めています。指針とはいえ、これは実質的な規制であり、これにより事実上、実用化、商業化への道は閉ざされることとなります。その結果、地域に適した植物バイオ研究、農業技術・研究開発全体が国際的にも大きく遅れをとることになり、将来の日本の農業・食品産業の発展、国民の健康向上に資する高付加価値製品の開発、環境問題への対応の大きな足枷となることを強く危惧します。また、試験栽培に求めるのと同じ交雑・混入防止措置を講じても実用 (商業用) 栽培を認めないことは、実質的な規制としての合理性を欠くと考えます。

2. 一般ほ場で商業栽培される遺伝子組換え作物は、貴県の指針原案でも認識されているように、政府により環境面からは生物多様性影響の防止は確保されており、かつ食品安全性の確認もされたものに限定されております。遺伝子組換え作物は、1996 年以降、既に世界 18 カ国で大規模な商業栽培が行われており、栽培面積は 2003 年には日本国土の約 1.8 倍の 6,770 万 ha に達してありますが、人の健康や環境に悪影響を及ぼした報告はなされておられません。

3. 「不安」、「風評」の解決法として、栽培自粛などの規制を行うことは不適切であると考えます。安全性などに問題がないものを規制することは、逆に「不安」、「風評」を生み出すことになり、遺伝子組換え作物に対する正しい理解を妨げるものと考えます。

また、「ブランド化」の問題として、遺伝子組換え植物を排除対象にあげること自体、遺伝子組換え作物に対する「不安」、「風評」を生み出すことになると危惧します。交雑・混入の問題に関しては、表示や検査証明などで対応すべきだと考えます。安全性、生物多様性について未確認の場合にのみ、隔離距離など農林水産省の指針による対処をすることで十分と考えます。

4. 「不安」、「風評」の問題を解決するためには、積極的な情報公開、教育、リスクコミュニケーション等により、消費者、農業栽培者を含む関係者が、科学的事実に基づいて正しい理解を深められるよう努力をすることが必要であり、この推進こそが行政として取るべき方法であると考えます。

貴県は、遺伝子組換え作物に対する県民理解の促進のために、指針原案で「正確できめ細かな情報提供」や関係者との「連絡会議」を行うとしています。このような国民理解促進活動を、行政が積極的に行うことが重要であると考えます。遺伝子組換え作物ならびにバイオテクノロジーに対して、行政として国民理解促進のさらなる積極的な取り組みをされるよう期待します。

今回のような事実上の規制となる指針の影響は、全国に及ぶものであります。将来のわが国及び地域における経済発展、環境改善、健康福祉の向上を十分考慮され、人の健康上も生物多様性等環境上も問題ない作物について、その実用化、商業栽培の道を閉ざすことのないよう、慎重な対応をお願い致します。

以上